

株主総会参考書類

1 議案

- (1) 会社の提案に係るもの
- (2) 株主の提案に係るもの

2 提案の理由（議案が取締役の提出に係るものに限り、株主総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）

3 議案につき会社法第384条又は第389条第3項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要

4 その他株主の議決権の行使について参考となると認める事項

（記載上の注意）

1 役員の選任に関する議案

(1) 取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。

- ① 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- ② 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- ③ 株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要
- ④ 候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
- ⑤ 候補者と当該株式会社との間で補償契約（会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要
- ⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約（会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ⑦ 当該株式会社が公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
 - イ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
 - ロ 候補者が当該株式会社の取締役就任した場合において重要な兼職（会社法施行規則第121条第8号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する事実があることとなるときは、その事実
 - ハ 候補者と株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
 - ニ 候補者が現に当該株式会社の取締役であるときは、当該株式会社における地位及び担当
- ⑧ 当該株式会社が公開会社であつて、かつ、他の者の子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等又は保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項

イ 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨

ロ 候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。以下⑥において同じ。）の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）であるときは、当該他の者における地位及び担当

ハ 候補者が過去10年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

⑨ 候補者が社外取締役候補者（会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、二からチまでに掲げる事項を除く。）

イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨

ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由

ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員（会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。）に限る。以下⑨において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ 当該候補者が過去5年間に他の株式会社又は相互会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社又は相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社又は相互会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）

ヘ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

i 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。iii及びv(b)において同じ。）であったことがあること。

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去10年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号に規定する特定関係事業者をいう。以下同じ。）の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会

社を除く。)の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

iv 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。

v 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること(重要でないものを除く。))。

(a) 当該株式会社の親会社等

(b) 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員

vi 過去2年間に合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け(以下vi、(1)の2⑩トvi及び(3)⑩へviにおいて「合併等」という。)により他の株式会社又は相互会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。

チ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数

リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(1)の2 監査等委員である取締役の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

① 候補者の氏名、生年月日及び略歴

② 株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨

④ 議案が会社法第344条の2第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨

⑤ 会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

⑥ 候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

⑦ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要

⑨ 当該株式会社が公開会社であるときは、次に掲げる事項

イ 候補者の有する当該株式会社の株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

ロ 候補者が当該株式会社の監査等委員である取締役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

ハ 候補者が現に当該株式会社の監査等委員である取締役であるときは、当該株

式会社における地位及び担当

- ⑩ 当該株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、次に掲げる事項

イ 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨
ロ 候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。以下⑧において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当

ハ 候補者が過去10年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当

- ⑪ 候補者が社外取締役候補者であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、ニからチまでに掲げる事項を除く。）

イ 当該候補者が社外取締役候補者である旨

ロ 当該候補者を社外取締役候補者とした理由

ハ 当該候補者が社外取締役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要

ニ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

ホ 当該候補者が過去5年間に他の株式会社又は相互会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社又は相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社又は相互会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。）

ヘ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役（社外役員に限る。）となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由

ト 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

i 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。iii及びv(b)において同じ。）であったことがあること。

ii 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。）であり、又は過去10年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該株式会社の特定関係事業者（当該株式会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

- iv 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。
 - v 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること（重要でないものを除く。）。
 - (a) 当該株式会社の親会社等
 - (b) 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員
 - vi 過去2年間に合併等により他の株式会社又は相互会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。
 - チ 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役又は監査等委員である取締役であるときは、これらの役員に就任してからの年数
 - リ 上記イからチまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容
- (2) 会計参与の選任に関する議案
- 次に掲げる事項を記載すること。
- ① 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
 - イ 候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴
 - ロ 候補者が監査法人又は税理士法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革
 - ② 就任の承諾を得ていないときは、その旨
 - ③ 会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要
 - ④ 候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
 - ⑤ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要
 - ⑥ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要
 - ⑦ 当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が株主総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項
- (3) 監査役の選任に関する議案
- 次に掲げる事項を記載すること。
- ① 候補者の氏名、生年月日及び略歴
 - ② 株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
 - ③ 就任の承諾を得ていないときは、その旨

- ④ 議案が会社法第343条第2項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨
- ⑤ 会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要
- ⑥ 候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
- ⑦ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要
- ⑧ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ⑨ 当該株式会社が公開会社であるときは、次に掲げる事項
 - イ 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
 - ロ 候補者が当該株式会社の監査役に就任した場合において重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実
 - ハ 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における地位
- ⑩ 株式会社が公開会社であり、かつ、他の者の子会社等であるときは、次に掲げる事項
 - イ 候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨
 - ロ 候補者が現に当該他の者（当該他の者の子会社等（当該株式会社を除く。）を含む。以下⑧において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の者における地位及び担当
 - ハ 候補者が過去10年間に当該他の者の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の者における地位及び担当
- ⑪ 候補者が社外監査役候補者（会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあつては、ハからトまでに掲げる事項を除く。）
 - イ 当該候補者が社外監査役候補者である旨
 - ロ 当該候補者を社外監査役候補者とした理由
 - ハ 当該候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外役員に限る。以下⑪において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要
 - ニ 当該候補者が過去5年間に他の株式会社又は相互会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社又は相互会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社又は相互会社における社外取締役（社外役

員に限る。ホにおいて同じ。)又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む。)

ホ 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社(外国会社を含む。)の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由

ヘ 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

i 過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行者又は役員(業務執行者であるものを除く。iii及びv(b)において同じ。)であったことがあること。

ii 当該株式会社の親会社等(自然人であるものに限る。ii及びv(a)において同じ。)であり、又は過去10年間に当該株式会社の親会社等であったことがあること。

iii 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であり、又は過去10年間に当該株式会社の特定関係事業者(当該株式会社の子会社を除く。)の業務執行者若しくは役員であったことがあること。

iv 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者の監査役としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去2年間に受けていたこと。

v 次に掲げる者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること(重要でないものを除く。))。

(a) 当該株式会社の親会社等

(b) 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員

vi 過去2年間に合併等により他の株式会社又は相互会社がその事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の株式会社又は相互会社の業務執行者であったこと。

ト 当該候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、監査役に就任してから
の年数

チ 上記イからトまでに掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(4) 会計監査人の選任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

① 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

② 就任の承諾を得ていないときは、その旨

③ 監査役(監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会)が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

- ④ 会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要
- ⑤ 候補者と当該株式会社との間で会社法第427条第1項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要
- ⑥ 候補者と当該株式会社との間で補償契約を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要
- ⑦ 候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員等賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ⑧ 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- ⑨ 当該候補者が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が株主総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項
- ⑩ 株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるものから多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人（会社法以外の法令の規定によるこれに相当するものを含む。）としての報酬等及び公認会計士法第2条第1項に規定する業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去2年間に受けていたときは、その内容
 - イ 当該株式会社に親会社等がある場合 当該株式会社、当該親会社等又は当該親会社等の子会社等（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（会社計算規則第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）（当該親会社等が会社でない場合におけるその関連会社に相当するものを含む。）
 - ロ 当該株式会社に親会社等がない場合 当該株式会社又は当該株式会社の子会社若しくは関連会社

2 役員の解任等に関する議案

(1) 取締役の解任に関する議案

次に掲げる事項（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。

- ① 取締役の氏名
- ② 解任の理由
- ③ 株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第342条の2第4項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

(1)の2 監査等委員である取締役の解任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 監査等委員である取締役の氏名
- ② 解任の理由
- ③ 会社法第342条の2第1項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要

(2) 会計参与の解任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 会計参与の氏名又は名称
- ② 解任の理由
- ③ 会社法第345条第1項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

(3) 監査役の解任に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 監査役の氏名
 - ② 解任の理由
 - ③ 会社法第345条第4項において準用する同条第1項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要
- (4) 会計監査人の解任又は不再任に関する議案
- 次に掲げる事項を記載すること。
- ① 会計監査人の氏名又は名称
 - ② 監査役（監査役会設置会社にあつては監査役会、監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）が議案の内容を決定した理由
 - ③ 会社法第345条第5項において準用する同条第1項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

3 役員の報酬等に関する議案

(1) 取締役の報酬等に関する議案

次に掲げる事項（株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員である取締役に係る事項を除く。）を記載すること。当該株式会社が公開会社であり、かつ、取締役の一部が社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。以下(1)において同じ。）であるときは、①から③までに掲げる事項のうち社外取締役に關するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。

- ① 会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準
- ② 議案が既に定められている会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由
- ③ 議案が2以上の取締役に對する定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数
- ④ 議案が退職慰勞金に關するものであるときは、退職する各取締役の略歴
- ⑤ 株式会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第361条第6項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要
- ⑥ 議案が退職慰勞金に關するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰勞金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）

(1)の2 監査等委員である取締役の報酬等に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 会社法第361条第1項各号に掲げる事項の算定の基準
- ② 議案が既に定められている会社法第361条第1項各号に掲げる事項を変更する

ものであるときは、変更の理由

- ③ 議案が2以上の監査等委員である取締役についての定めであるときは、当該定めに係る監査等委員である取締役の員数
 - ④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査等委員である取締役の略歴
 - ⑤ 会社法第361条第5項の規定による監査等委員である取締役の意見があるときは、その意見の内容の概要
 - ⑥ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）
- (2) 会計参与の報酬等に関する議案
- 次に掲げる事項を記載すること。
- ① 会社法第379条第1項に規定する事項の算定の基準
 - ② 議案が既に定められている会社法第379条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由
 - ③ 議案が2以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数
 - ④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴
 - ⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）
 - ⑥ 会社法第379条第3項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要
- (3) 監査役の報酬等に関する議案
- 次に掲げる事項を記載すること。
- ① 会社法第387条第1項に規定する事項の算定の基準
 - ② 議案が既に定められている会社法第387条第1項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由
 - ③ 議案が2以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数
 - ④ 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴
 - ⑤ 議案が退職慰労金に関するものである場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、当該一定の基準の内容（各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合を除く。）
 - ⑥ 会社法第387条第3項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要
- (4) 責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等
- 次に掲げる場合において、取締役が会社法第425条第4項（同法第426条第8項及び第427条第5項において準用する場合を含む。）に規定する承認の決議に関する

議案を提出するときは、株主総会参考書類には、責任を免除し、又は責任を負わないとされた役員等が得る会社法施行規則第114条各号に規定する額及び当該役員等に与える同令第115条各号に掲げる財産上の利益の内容を記載すること。

- ① 会社法第425条第1項に規定する決議に基づき役員等の責任を免除した場合
- ② 会社法第426条第1項の規定による定款の定めに基づき役員等の責任を免除した場合
- ③ 会社法第427条第1項の契約によって同項に規定する限度を超える部分について同項に規定する非業務執行取締役等が損害を賠償する責任を負わないとされた場合

4 計算関係書類の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 会社法第398条第1項の規定による会計監査人の意見がある場合には、その意見の内容
- (2) 取締役会の意見があるときは、その意見の内容の概要

4の2 全部取得条項付種類株式の取得

次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 当該全部取得条項付種類株式の取得を行う理由
- (2) 会社法第171条第1項各号に掲げる事項の内容
- (3) 会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第33条の2第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

4の3 株式の併合

次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 当該株式の併合を行う理由
- (2) 会社法第180条第2項各号に掲げる事項の内容
- (3) 会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第33条の9第1号及び第2号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

5 合併契約等の承認に関する議案

- (1) 吸収合併契約の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該吸収合併を行う理由
- ② 吸収合併契約の内容の概要
- ③ 当該株式会社が会社法第749条第1項第2号又は保険業法第162条第1項第1号に規定する吸収合併消滅株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2第1項各号（第7号及び第8号を除く。）又は会社法施行規則第182条各号（第2号、第3号イ、第7号及び第8号を除く。）及び保険業法施行規則第101条の2の21各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- ④ 当該株式会社が会社法第749条第1項第1号又は保険業法第164条第1項第1号に規定する吸収合併存続株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2の5各号（第5号及び第6号を除く。）又は会社法施行規則第191条各号（第6号及び第7号を除く。）及び保険業法施行規則第101条の2の21各号に掲げる事項があるときは、当該事項

の内容の概要

(2) 吸収分割契約の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該吸収分割を行う理由
- ② 吸収分割契約の内容の概要
- ③ 当該株式会社が会社法第758条第2号に規定する吸収分割株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第183条各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）及び保険業法施行規則第105条の2各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- ④ 当該株式会社が会社法第758条第1号に規定する吸収分割承継株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第192条各号（第2号、第7号及び第8号を除く。）及び保険業法施行規則第105条の2の2各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(3) 株式交換契約の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該株式交換（保険業法第96条の5第1項に規定する組織変更株式交換を含む。）を行う理由
- ② 株式交換契約（組織変更株式交換契約を含む。）の内容の概要
- ③ 当該株式会社が株式交換完全子会社（会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全子会社をいう。）である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第184条各号（第2号、第3号イ、第7号及び第8号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- ④ 当該株式会社が会社法第768条第1項第1号に規定する株式交換完全親株式会社又は保険業法第96条の5第1項に規定する組織変更株式交換完全親会社（株式会社に限る。）である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における会社法施行規則第193条各号（第5号及び第6号を除く。）又は保険業法施行規則第45条の9各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

(4) 新設合併契約の承認に関する議案

次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該新設合併を行う理由
- ② 新設合併契約の内容の概要
- ③ 当該株式会社が会社法第753条第1項第6号又は保険業法第163条第1項第1号に規定する新設合併消滅株式会社である場合において、会社法第298条第1項の決定をした日における保険業法施行規則第101条の2第2項各号（第5号及び第6号を除く。）、会社法施行規則第204条各号（第6号及び第7号を除く。）又は保険業法施行規則第101条の2の23各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- ④ 新設合併設立株式会社（会社法第753条第1項第2号又は保険業法第165条第1項第2号に規定する新設合併設立株式会社をいう。以下同じ。）又は新設合併設立相互会社（保険業法第161条第2号に規定する新設合併設立相互会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者（新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社で

ある場合にあつては、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者を除く。) についての 1 (1) に規定する事項

- ⑤ 新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査等委員である取締役となる者についての 1 (1) の 3 に規定する事項
 - ⑥ 新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の会計参与となる者についての 1 (2) に規定する事項
 - ⑦ 新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が監査役設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の監査役となる者についての 1 (3) に規定する事項
 - ⑧ 新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社又は新設合併設立相互会社の会計監査人となる者についての 1 (4) に規定する事項
- (5) 新設分割計画の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
- ① 当該新設分割を行う理由
 - ② 新設分割計画の内容の概要
 - ③ 当該株式会社が会社法第763条第 5 号に規定する新設分割株式会社である場合において、会社法第298条第 1 項の決定をした日における会社法施行規則第205条各号（第 7 号及び第 8 号を除く。）及び保険業法施行規則第105条の 2 の 3 各号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- (6) 株式移転計画の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
- ① 当該株式移転（保険業法第96条の 8 第 1 項に規定する組織変更株式移転を含む。）を行う理由
 - ② 株式移転計画の内容の概要
 - ③ 当該株式会社が会社法第773条第 1 項第 5 号に規定する株式移転完全子会社又は保険業法第96条の 9 第 1 項第 9 号の株式会社である場合において、会社法第298条第 1 項の決定をした日における会社法施行規則第206条各号（第 5 号及び第 6 号を除く。）又は保険業法施行規則第45条の18各号（第 5 号及び第 6 号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
 - ④ 株式移転設立完全親会社（会社法第773条第 1 項第 5 号に規定する株式移転設立完全親会社又は保険業法第96条の 8 第 1 項に規定する組織変更株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）の取締役となる者（株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者を除く。）についての 1 (1) に規定する事項
 - ⑤ 株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査等委員である取締役となる者についての 1 (1) の 3 に規定する事項
 - ⑥ 株式移転設立完全親会社が会計参与設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計参与となる者についての 1 (2) に規定する事項

- ⑦ 株式移転設立完全親会社が監査役設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査役となる者についての 1 (3) に規定する事項
- ⑧ 株式移転設立完全親会社が会計監査人設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計監査人となる者についての 1 (4) に規定する事項
- (7) 株式交付計画の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 当該株式交付を行う理由
 - ② 株式交付計画の内容の概要
 - ③ 当該株式会社が株式交付親会社である場合において、会社法第298条第 1 項の決定をした日における会社法施行規則第213条の 2 各号（第 6 号及び第 7 号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- (8) 事業譲渡等（会社法第468条第 1 項に規定する事業譲渡等をいう。以下同じ。）に係る契約の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 当該事業譲渡等を行う理由
 - ② 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要
 - ③ 当該契約に基づき当該株式会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要

6 その他

- (1) 保険契約の移転に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 当該行為を行う理由
 - ② 当該行為に関する契約の内容の概要
 - ③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）
- (2) 業務及び財産の管理の委託又は受託に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 当該行為を行う理由
 - ② 当該行為に関する契約の内容の概要
 - ③ 各会社の最終事業年度（外国保険会社等にあつては、日本における事業年度）の貸借対照表（外国保険会社等にあつては、日本における保険業の貸借対照表）
- (3) 組織変更計画の承認に関する議案
次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 当該組織変更を行う理由
 - ② 組織変更計画の内容の概要
 - ③ 会社法第298条第 1 項の決定をした日における保険業法施行規則第36条の 2 各号（第 1 号、第 7 号及び第 8 号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

7 株主提案の場合における記載事項

- (1) 議案が株主の提出に係るものである場合には、会社法施行規則第93条第 1 項各号（同項第 3 号から第 5 号まで掲げる事項が株主総会参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合

（株式会社がその全部を記載することが適切であるものとして定めた分量を超える場合を含む。）にあつては、当該事項の概要）に掲げる事項を記載する。

- (2) 2以上の株主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、その議案及びこれに対する取締役（取締役会設置会社である場合にあつては、取締役会）の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、2以上の株主から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。
- (3) 2以上の株主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。